

大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務

質問等への回答(追加)

平成31年2月5日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構

No.	資料名	該当箇所				タイトル	質問	回答
		頁	項					
追-1	実施要領	1	4			契約期間	契約締結の日から平成31年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間との記載がありますが、平成30年度業務については業務外として宜しかったでしょうか？また平成30年度業務が、平成31年4月以降に継続延長となった場合も、業務外と考えて宜しかったでしょうか？業務を実施した場合は追加費用の協議が出来るとして宜しかったでしょうか？	平成31年3月31日までは業務引継ぎ期間となりますので、平成30年度業務は業務対象外となります。また、平成30年度業務が平成31年4月以降に継続延長等となった場合、平成31年4月以降については業務対象内としますので追加費用の協議対象にはなりません。
追-2	実施要領	2	5			履行期間	平成33年3月31以降に平成32年度業務がCM以外の責任で期間延長となった場合は、追加費用の協議が出来るとして宜しかったでしょうか？	CM期間の延長は現時点では想定していません。
追-3	実施要領	2	6	(2)		業務委託経費	定額業務範囲と協議による委託料の変更が請求できる範囲を具体的ご教示を、お願いいたします。又、病院都合で業務が中止となった場合、その部分の委託費は減額となるのではなく、定額と考えて宜しかったでしょうか？	実施要領「6 業務委託経費 (2)」ただし書きのとおりです。
追-4	実施要領	2	6	(2)		業務委託経費	平成32年度分の予定工事が未定の中で、委託費を決定するため、費用算定のベースは12億円で、平成31年度案件量程度と考え、その業務量を大幅に超過した場合には、追加費用対応をして頂くと考えて宜しかったでしょうか？	費用算定のベースは貴見のとおりです。案件量は年度により変動しますが、追加費用は対応しません。
追-5	実施要領	2	6	(3)		業務委託経費	3(2)CM業務の概要のイ、ウ、エは定額と読めますが、機構本部様からの指示以外で各病院様直接指示された資料作成・支援業務については、追加費用の協議が出来るとして宜しかったでしょうか？	各病院より資料作成・支援業務を直接指示された場合、指示内容が本業務外の場合のみ、別途、各病院と費用の協議を行うこと。 なお、実施要領「3 業務の目的及び内容 (2) エ」については、各病院が提案する支援業務を含みます。
追-6	業務委託仕様書	2	8	(1)	①	イ 設計委託業務中	機械設備工事について、発注図書、積算書の最終審査が業務内容に含まれておりますが、機械設備に限定されている理由をご教示下さい。	本業務の仕様書記載条件は、発注者の技師配置状況によります。
追-7	業務委託仕様書	3	8	(1)	③	工事監理	あくまでも工事監理の入札支援・指示・確認が業務であり、監理業務の代行などは含まれないとして宜しかったでしょうか？	業務委託仕様書「8 CM業務の委託内容 (1) ③」のとおりです。
追-8	その他						各病院からの指示と、機構本部様からの指示に相違がある場合、機構本部様の指示に従うとして宜しかったでしょうか？	相違する内容を確認うえ、各病院及び機構本部と協議、調整すること。
追-9	その他						平成29・30年度業務など、当社が対応していない業務に対する相談、瑕疵対応などは業務外と考えて宜しかったでしょうか？	貴見のとおりです。ただし、平成31年4月以降に継続延長等となった場合は本業務とし、費用も本業務に含むものとします。